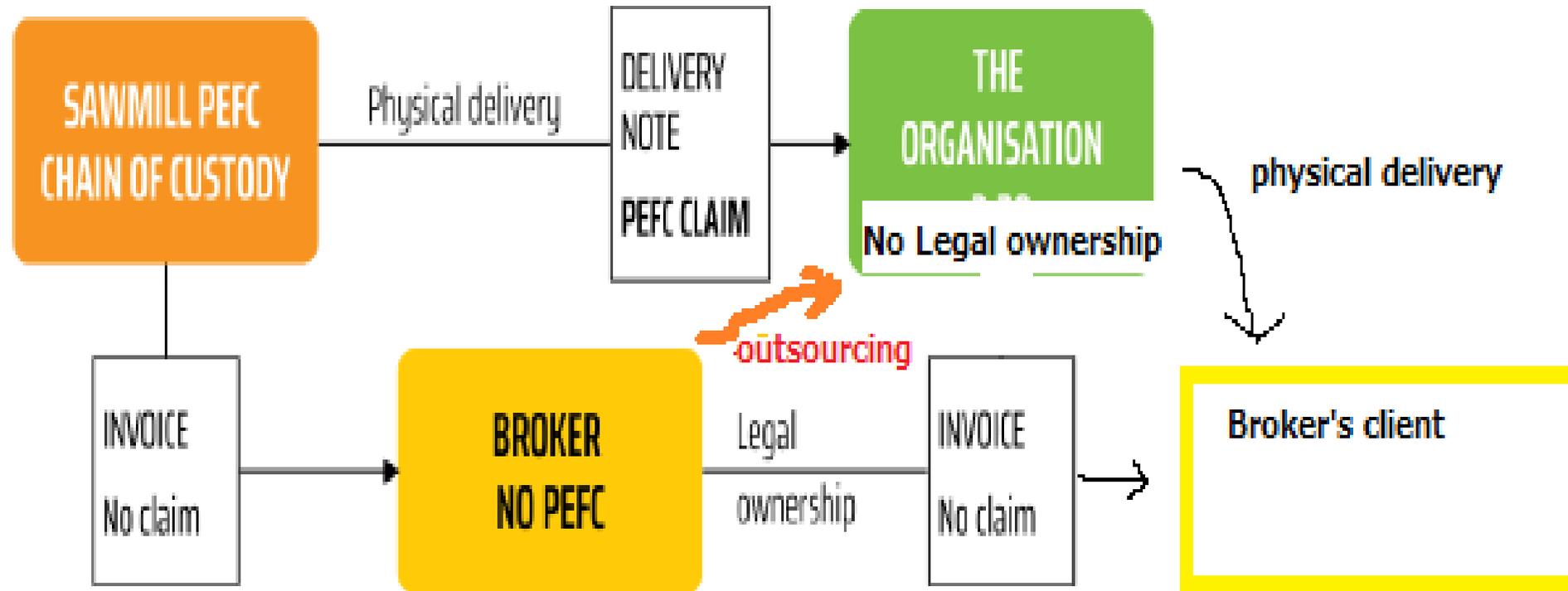


1. 法的所有権は必要か？



2. 非認証企業に主張を伝達してはいけないか？

1. PEFC ST 2002:2020 5.1 f)

により、SGEC/PEFC CoC認証を持っている企業に対しては、関連書類に「主張」を含まなければならない、となっている。

2. しかしながら、必要があれば、その後の非認証企業（量販店や小売店など）に対して、関連書類上に「SGEC/PEFC主張」の記載をし、主張を伝達しても良い。

3. CoC関連書類上に商標を「製品上使用」してもよいか？

伝票等関連書類上の商標は「製品上使用」ラベルではなく「製品外使用」ラベルを使用するべきである。

- ・ 認証品そのものに直接貼付されるものではない為、メッセージの「この製品は」が伝票等の「用紙そのもの」を指すことになってしまうから
- ・ 同一伝票上に認証品と非認証品が記載されている場合、どれについての商標であるかなのかがわからず紛らわしいため

商標ラベル内のメッセージはST2001：2020 付属書 1 「製品外使用」のいずれかを使用すること。